

# 第16号議案

令和2年7月13日  
任用給与課

## 東京都規則等の一部改正について（給与関係）

下記の東京都規則等の一部改正について、相当と認め、申請（別添）のとおり承認する。

### 記

#### I 東京都規則の一部改正

- 1 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

#### II 人事委員会承認事項の一部改正

- 1 保健所等において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師に対する初任給調整手当の取扱いについて

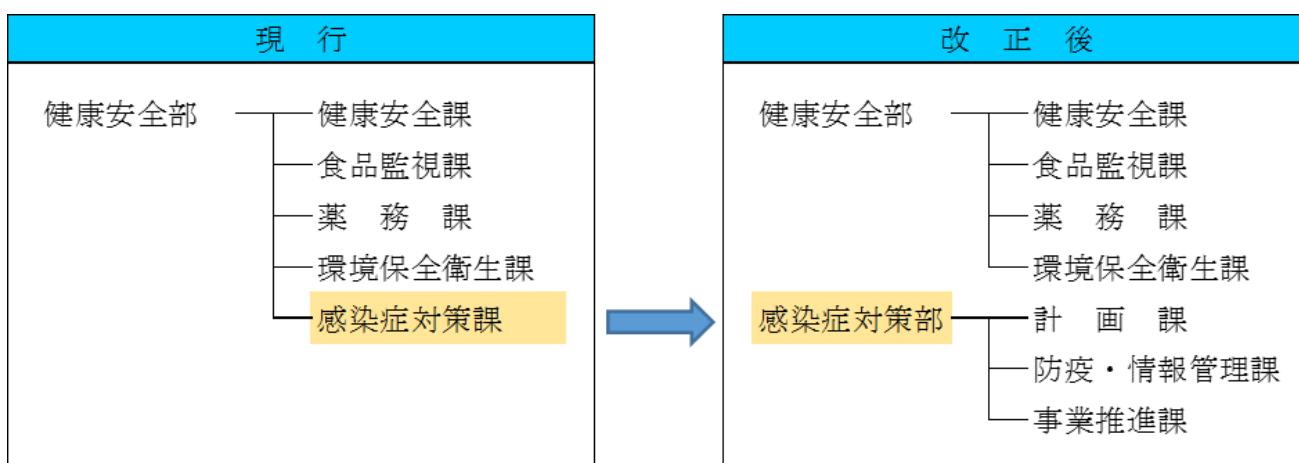
# I 東京都規則の一部改正

## 1 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

組織改正に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容
<b>防疫等業務手当</b> 別表 3 (1)	<b>【組織改正に伴う支給範囲の改正】</b> 福祉保健局健康安全部 → 福祉保健局感染症対策部
<b>防疫等業務手当に 関する措置等</b> 本体附則第2項  第3項	<b>【文言整備】</b> ○ <u>東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和2年東京都規則第104号）による改正後の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表3の部（1）の項の規定にかかわらず</u> →別表3の部（1）の項の規定にかかわらず ○ <u>改正後の規則第4条第2項第3号の規定にかかわらず</u> →第4条第2項第3号の規定にかかわらず
<b>施 行 期 日</b> 附則第1項	公布の日
<b>経 過 措 置 等</b> 附則第2項 第3項	○ 公布日前に従事した業務について公布日以後に支給する場合 →従前の例による。 ○ 二暦日にわたる勤務にあつては、公布日以後に始まる勤務から適用し、公布日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

<参考>組織改正概要



## Ⅱ 人事委員会承認事項の一部改正

### 1 保健所等において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師に対する初任給調整手当の取扱いについて

組織改正に伴い、所要の改正を行う。

項 目	内 容
対 象 と な る 職 別紙別表	【組織改正に伴う対象の改正】 保健衛生行政に従事する医師・歯科医師に対する初任給調整手当の区分について、引上げの対象に以下を追加 ①福祉保健局新型コロナウイルス感染症対策担当部長 ②福祉保健局感染症対策部
適 用 年 月 日	①令和2年4月1日 ②令和2年7月13日

<参考>保健所等において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師に対する初任給調整手当の取扱い

公衆衛生医師については、求められる役割が高まる中で、人材の確保が困難となっていることを踏まえ、「都外施設」区分を適用

#### 【初任給調整手当】

区分	島しょ保健所	都外施設	監察医務院	保健所・都立病院	本庁・研究所
最高支給額	306,900円	268,500円	202,000円	175,100円	121,900円



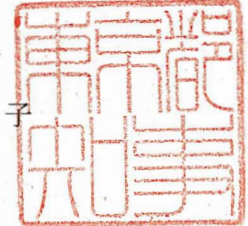
2 総人制第 280 号

令和 2 年 7 月 8 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池 百合子



東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

標記の件について、組織改正に伴い、下記のとおり規則を改正する必要があるので、東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 9 年東京都条例第 12 号）第 6 条第 2 項、第 45 条及び附則第 3 項の規定に基づき承認方申請します。

記

1 改正する規則

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成 9 年東京都規則第 51 号）

2 改正案文

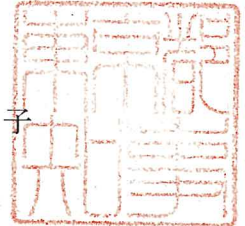
別紙のとおり



2 総人制第 302 号  
令和 2 年 7 月 8 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事  
小池 百合子



「保健所等において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師に対する  
初任給調整手当の取扱いについて」の一部改正について(申請)

標記の件について、下記のとおり改正したいので、「初任給調整手当に関する規則」(昭和 38 年  
東京都人事委員会規則第 1 号) 第 10 条の規定に基づき申請いたします。

#### 記

#### 1 改正対象

保健所等において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師に対する初任給調整手当の取扱いに  
ついて(平成 28 年 3 月 24 日付 27 人委任第 172 号承認)

#### 2 改正内容

別紙 1 及び別紙 2 のとおり

#### 3 改正理由

組織改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため

#### 4 改正年月日

別紙 1 については令和 2 年 4 月 1 日、別紙 2 については令和 2 年 7 月 13 日

改 正 案 文 一 覧

～ 目 次 ～

- 1 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（2頁）
- 2 保健所等において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師に対する初任給調整手当の取扱いについて（4頁）

東京都職員の特種勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
東京都職員の特種勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十一号）  
の一部を次のように改正する。

附則第二項中「東京都職員の特種勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和二年東京都規則第四百四号）による改正後の東京都職員の特種勤務手当に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）」を削る。

附則第三項中「改正後の規則」を削る。  
別表3の部(1)の項中「福祉保健局健康安全部」を「福祉保健局感染症対策部」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日（以下「公布日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 公布日前にこの規則による改正前の東京都職員の特種勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特種勤務手当で、公布日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

(二 曆日にわたる勤務の取扱い)

3 この規則による改正後の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定は、

二 曆日にわたる勤務にあつては、公布日以後に始まる勤務から適用し、公布日前から始まる勤務については、なお従前の例による。



「保健所等において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師に対する初任給調整手当の取扱いについて」（平成28年3月24日付27人委任第172号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行										
<p>1 申請内容 (現行のとおり)</p> <p>2 適用年月日 <u>令和2年4月1日</u></p> <p>3 申請理由 (現行のとおり)</p> <p>別紙 別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象となる職</th> <th style="text-align: center;">適用する職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 福祉保健局医療改革推進担当部長、福祉保健局感染症危機管理担当部長、<u>福祉保健局新型コロナウイルス感染症対策担当部長</u>、健康安全研究センター所長及び健康安全研究センター健康情報解析担当部長の職で、保健衛生行政に従事する医師・歯科医師の職</td> <td rowspan="2">人口が少ない市及び町村に所在する公署に置かれる職 (規則第2条第1項第2号の職)</td> </tr> <tr> <td>(2) から (7) まで (現行のとおり)</td> </tr> </tbody> </table>	対象となる職	適用する職	(1) 福祉保健局医療改革推進担当部長、福祉保健局感染症危機管理担当部長、 <u>福祉保健局新型コロナウイルス感染症対策担当部長</u> 、健康安全研究センター所長及び健康安全研究センター健康情報解析担当部長の職で、保健衛生行政に従事する医師・歯科医師の職	人口が少ない市及び町村に所在する公署に置かれる職 (規則第2条第1項第2号の職)	(2) から (7) まで (現行のとおり)	<p>1 申請内容 (略)</p> <p>2 適用年月日 <u>平成28年4月1日</u></p> <p>3 申請理由 (略)</p> <p>別紙 別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象となる職</th> <th style="text-align: center;">適用する職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 福祉保健局医療改革推進担当部長、福祉保健局感染症危機管理担当部長、健康安全研究センター所長及び健康安全研究センター健康情報解析担当部長の職で、保健衛生行政に従事する医師・歯科医師の職</td> <td rowspan="2">人口が少ない市及び町村に所在する公署に置かれる職 (規則第2条第1項第2号の職)</td> </tr> <tr> <td>(2) から (7) まで (略)</td> </tr> </tbody> </table>	対象となる職	適用する職	(1) 福祉保健局医療改革推進担当部長、福祉保健局感染症危機管理担当部長、健康安全研究センター所長及び健康安全研究センター健康情報解析担当部長の職で、保健衛生行政に従事する医師・歯科医師の職	人口が少ない市及び町村に所在する公署に置かれる職 (規則第2条第1項第2号の職)	(2) から (7) まで (略)
対象となる職	適用する職										
(1) 福祉保健局医療改革推進担当部長、福祉保健局感染症危機管理担当部長、 <u>福祉保健局新型コロナウイルス感染症対策担当部長</u> 、健康安全研究センター所長及び健康安全研究センター健康情報解析担当部長の職で、保健衛生行政に従事する医師・歯科医師の職	人口が少ない市及び町村に所在する公署に置かれる職 (規則第2条第1項第2号の職)										
(2) から (7) まで (現行のとおり)											
対象となる職	適用する職										
(1) 福祉保健局医療改革推進担当部長、福祉保健局感染症危機管理担当部長、健康安全研究センター所長及び健康安全研究センター健康情報解析担当部長の職で、保健衛生行政に従事する医師・歯科医師の職	人口が少ない市及び町村に所在する公署に置かれる職 (規則第2条第1項第2号の職)										
(2) から (7) まで (略)											

「保健所等において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師に対する初任給調整手当の取扱いについて」（平成28年3月24日付27人委任第172号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行												
<p>1 申請内容 (現行のとおり)</p> <p>2 適用年月日 <u>令和2年7月13日</u></p> <p>3 申請理由 (現行のとおり)</p> <p>別紙 別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象となる職</th> <th style="text-align: center;">適用する職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) から (6) まで (現行のとおり)</td> <td rowspan="3">人口が少ない市及び町村に所在する公署に置かれる職 (規則第2条第1項第2号の職)</td> </tr> <tr> <td><u>(7) 福祉保健局感染症対策部において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師の職</u></td> </tr> <tr> <td><u>(8) 健康安全研究センター企画調整部において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師の職</u></td> </tr> </tbody> </table>	対象となる職	適用する職	(1) から (6) まで (現行のとおり)	人口が少ない市及び町村に所在する公署に置かれる職 (規則第2条第1項第2号の職)	<u>(7) 福祉保健局感染症対策部において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師の職</u>	<u>(8) 健康安全研究センター企画調整部において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師の職</u>	<p>1 申請内容 (略)</p> <p>2 適用年月日 <u>令和2年4月1日</u></p> <p>3 申請理由 (略)</p> <p>別紙 別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象となる職</th> <th style="text-align: center;">適用する職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) から (6) まで (略)</td> <td rowspan="3">人口が少ない市及び町村に所在する公署に置かれる職 (規則第2条第1項第2号の職)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td><u>(7) 健康安全研究センター企画調整部において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師の職</u></td> </tr> </tbody> </table>	対象となる職	適用する職	(1) から (6) まで (略)	人口が少ない市及び町村に所在する公署に置かれる職 (規則第2条第1項第2号の職)	(新設)	<u>(7) 健康安全研究センター企画調整部において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師の職</u>
対象となる職	適用する職												
(1) から (6) まで (現行のとおり)	人口が少ない市及び町村に所在する公署に置かれる職 (規則第2条第1項第2号の職)												
<u>(7) 福祉保健局感染症対策部において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師の職</u>													
<u>(8) 健康安全研究センター企画調整部において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師の職</u>													
対象となる職	適用する職												
(1) から (6) まで (略)	人口が少ない市及び町村に所在する公署に置かれる職 (規則第2条第1項第2号の職)												
(新設)													
<u>(7) 健康安全研究センター企画調整部において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師の職</u>													

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十一号）

新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条から第五条まで（現行のとおり）</p> <p>附則</p> <p>1 （現行のとおり） （防疫等業務手当に関する措置）</p> <p>2 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和二年東京都条例第六十二号）による改正後の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号。以下「改正後の条例」という。）附則第三項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第六条第二項の規定により規則で定める額は、別表3の部(1)の項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一及び二 （現行のとおり） （支給方法に関する措置）</p> <p>3 前項の場合において、改正後の条例第四十四条第二項に規定する人事委員会の承認を得て規則で定める場合は、第四条第二項第三号の規定にかかわらず、前項第一号及び第二号に掲げる場合とする。</p> <p>4及び5 （現行のとおり）</p>	<p>第一条から第五条まで（略）</p> <p>附則</p> <p>1 （略） （防疫等業務手当に関する措置）</p> <p>2 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和二年東京都条例第六十二号）による改正後の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号。以下「改正後の条例」という。）附則第三項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第六条第二項の規定により規則で定める額は、東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和二年東京都規則第四百号）による改正後の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表3の部(1)の項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一及び二 （略） （支給方法に関する措置）</p> <p>3 前項の場合において、改正後の条例第四十四条第二項に規定する人事委員会の承認を得て規則で定める場合は、改正後の規則第四条第二項第三号の規定にかかわらず、前項第一号及び第二号に掲げる場合とする。</p> <p>4及び5 （略）</p>

別表(第一条関係)		手当番号	種類	支給範囲	手当額	摘要
4か ら 19 まで	(現行のとおり)	3	防疫等業 務手当	(1) 都立病院、保健所、健 康安全研究センター又は 福祉保健局感染症対策部 に所属する職員(総務局 長が指定する者に限る。 が、次に掲げる疾病に係 る患者の治療、看護その 他の業務又は感染症病原 体その他これに準ずるも の(総務局長が指定する ものに限る。)に接触する 業務に従事したとき。 ア及びイ (現行のお り) (2)から(5)まで (現行のと おり)	(現行のと おり)	

別表(第一条関係)		手当番号	種類	支給範囲	手当額	摘要
4か ら 19 まで	(略)	3	防疫等業 務手当	(1) 都立病院、保健所、健 康安全研究センター又は 福祉保健局健康安全部に 所属する職員(総務局長 が指定する者に限る。 が、次に掲げる疾病に係 る患者の治療、看護その 他の業務又は感染症病原 体その他これに準ずるも の(総務局長が指定する ものに限る。)に接触する 業務に従事したとき。 ア及びイ (略) (2)から(5)まで (略)	(略)	